

静岡県新記録公認規定

- 1 記録の公認は原則として（公財）日本水泳連盟に定める規定に準ずる。
- 2 記録は毎年4月1日と即時公認大会前に発表する。即時公認大会は、県ジュニア選手権兼県選手権・県高校、県中学、県小学生大会・県高校新人大会・県中学生新人大会・招待スプリント大会・秋季短水路大会・県短水路大会とする。
- 3 即時公認大会以外で、新記録を樹立した際は、出場時の所属長が競技会終了の日から7日以内に、水泳案内に定める新記録申請書（様式12）に樹立した記録を証明する資料を添付し、（一社）静岡県水泳連盟事務局に提出する。ただし、国体と東海選手権に出場した競技者が新記録を樹立した場合は、競泳委員長が新記録証申請書を提出する。また、ブロック対抗に出場した競技者が新記録を樹立した場合は、SC協会事業企画委員長が新記録証を提出する。
- 4 本連盟に送付された新記録証申請書は競技委員長の審査・承認を得て、これを発表する。
- 5 新記録を樹立した競技者には「新記録証」を贈って永くその栄誉を称える。リレーチームの競技者にはそれぞれに「新記録証」を贈る。
- 6 同一年度に同一競技者が同一種目で2回以上の新記録を樹立し、公認された場合はその最高の記録のみ「新記録証」を贈る。